

(証券コード 3679)
2025年6月6日
(電子提供措置の開始日2025年5月29日)

株主各位

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
株式会社じげん
代表取締役 CEO 平尾丈
社長執行役員

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

この度、当社は、本株主総会を『バーチャルオンリー株主総会』方式で開催することといたします。本総会において、議決権のある株主様は、総会当日に専用の当社指定ウェブサイト（株式会社じげん株主総会ウェブサイト）にアクセスし、インターネット上でご出席いただくことで、ライブ配信映像のご視聴、議決権行使の他、株主総会の目的事項に関するご質問、動議の提出等が可能となります。

なお、本総会当日、株主様が実際にご来場いただく会場はございませんので、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使される株主様におかれましては、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使いただくか、総会当日に当社指定の「株式会社じげん株主総会ウェブサイト」を通じたご出席にて行使いただきますよう、お願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
<https://zigexn.co.jp/ir/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「じげん」又は「コード」に当社証券コード「3679」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

書面又はインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月24日（火曜日）午後7時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午後0時（正午）
※昨年と開始時刻が異なりますのでご注意ください。
2. 開 催 方 法
場所の定めのない株主総会（バーチャルオフライン株主総会）とします。完全オンラインにて開催するため、株主の皆様が実際にご来場いただける会場はございません。当社指定のウェブサイト（<https://web.sharely.app/login/zigexn19>）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法、お手続方法等の詳細は、後記の「バーチャルオフライン株主総会の運営について」をご確認ください。
3. 目 的 事 項
(報告事項) 第19期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(決議事項)
第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 監査役3名選任の件
4. 議決権の行使についてのご案内
(1) 書面による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日（火曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2025年6月24日（火曜日）午後7時までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願ひいたします。手続きの詳細に関しては、後記「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご参照ください。
- (2) 書面による議決権行使の場合において、議案に対して賛否の表示がされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
- ◎ 書面交付請求されていない株主様には、本招集ご通知のみをご送付しております。
- ◎ 書面交付請求された株主様には、電子提供措置事項記載書面をご送付しております。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・ 事業報告のうち、企業集団の現況に関する事項の一部（主要な事業内容、主要な営業所及び工場、使用人の状況、主要な借入先及び借入額、財産及び損益の状況、剰余金の配当等の決定に関する方針、その他企業集団の現況に関する重要な事項）、株式に関する事項、新株予約権に関する事項、会社役員に関する事項の一部（役員等賠償責任保険契約の内容の概要、責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項）、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況、株式会社の支配に関する基本方針
 - ・ 連結計算書類のうち、連結持分変動計算書、連結注記表
 - ・ 計算書類
 - ・ 監査報告書
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

【バーチャルオンライン株主総会の運営について】

※同サイトのご利用に際しましては、以下の注意事項を必ずご一読ください。

1. バーチャルオンライン株主総会に当日出席する株主様

(1) 開催日時：2025年6月25日（水曜日）午後0時（正午）

※総会当日は、午前11時45分頃から配信開始予定です。

※通信障害等の発生により本総会を上記日程で開催することが困難となった場合には予備日として2025年6月26日（木曜日）午後4時より開催いたします。
予備日に開催することとした場合は速やかに当社ウェブサイト

（<https://zigexn.co.jp/ir/>）においてお知らせいたします。

(2) 総会当日のアクセス方法

接続先 <https://web.sharely.app/login/zigexn19>



①上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込みアクセスしてください。
②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※画面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 当日の議決権行使の方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「決議」ボタンより賛否をご入力ください。

(4) 当日の質問方法

ログイン後、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、1問まで、1問あたりの文字数は250文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。
※当日のご質問につきましては、本総会の目的事項に関する質問であって、他の質問と重複しないものを中心に採り上げる予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問内容により全てのご質問にご回答できない場合がございます。

※株主様から寄せられたご質問等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するものの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるもの、その他公開に支障があるものを除き、本総会終了後、当社ウェブサイト

（https://zigexn.co.jp/ir/stockholders_meeting/）に掲載させていただく予定です。併せてご参照ください。

(5) 動議の提出方法

動議をご提出される場合には、議長の指示に従ってライブ配信閲覧画面下部の「動議」ボタンより動議の種類を選択しご入力をお願いいたします。

(6) 当日決議について

本総会において、ご出席の株主様に対し、議長より賛否をお諮りする場合がござ

ざいます。その場合、「当日決議」という画面が配信閲覧画面に表示されますので、議長の指示に従い、賛否をご入力ください。

2. 事前質問について

(1) 事前質問受付期間

以下の期間で、本総会の目的事項に関する事前のご質問・ご意見・コメント等をお受けいたします。

2025年6月6日（金曜日）午前10時～2025年6月24日（火曜日）午後5時



(2) 事前質問サイトへのアクセス方法

接続先 https://web.sharely.app/e/zigexn19/pre_question

①上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込みアクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書に記載されている「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を画面表示に従って入力しログインしてください。

※画面により議決権を事前行使される場合は、議決権行使書を投函する前に、「株主番号」「郵便番号」及び「保有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

※その他ご不明点に関しては下記URLよりヘルプページをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/>

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 事前質問のご入力について

ログイン後、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。なお、ご質問はお一人様につき、2問まで、1問あたりの文字数は250文字までとさせていただきます。ご質問内容を正確に把握できるよう、簡潔な入力にご協力をお願い申し上げます。

※受付期間中にお送りいただいたご質問・ご意見・コメント等につきましては、本総会の目的事項に無関係であると判断されるもの、重複するもの、個人のプライバシーや名誉を侵害する可能性があると判断されるものその他公開に支障があるものを除き、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、総会当日までに、当社ウェブサイト

[\(https://zigexn.co.jp/ir/stockholders_meeting/\)](https://zigexn.co.jp/ir/stockholders_meeting/)

に掲載させていただく予定です。

※全ての事前質問にご回答することが難しい場合、株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項や、議案に関する事項を中心に、総会当日にご説明させていただく予定ですが、株主総会の進行上の都合やご質問・ご意見・コメント等の内容により全てにお答えできない場合がございます。

3. 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として議決権行使することができます。ご希望の株主様は株主総会に先立って、当社に代理権を証する書面（委任状）のご提出が必要となります。以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、以下の連絡先までお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目4番地8号

株式会社じげん 法務・リスクマネジメント部

株主総会担当者宛

<ご提出期限>
2025年6月20日（金曜日）午後7時必着

4.事前の議決権行使の取扱い

インターネット等又は書面により事前に議決権を行使された株主様が、本株主総会に当日バーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使を無効といたします。なお、本株主総会当日、バーチャル出席の上、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。また、事前に議決権を行使されず、当日ログインされたものの、当日の議決権行使が確認できない場合は、棄権と取り扱います。

5.本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の概要

当社では、インターネットのご使用に支障のある株主様に書面による事前の議決権行使を推奨しています。また、円滑なバーチャルオフライン株主総会支援運営に関して知見を有し、適切な対策を行っている「Sharely」(Sharely株式会社提供)と提携し、スマートフォン端末からも利用可能なブラウザ版の「Sharely」をご案内するなどの対応を行います。

6.ログイン方法・ライブ配信・システム操作に関するお問い合わせ先

- ・電話番号：03-6683-7661 (Sharely株式会社 株主総会じげん担当者)
- ・当日受付日時：2025年6月25日（水曜日）午前11時～株主総会終結の時まで

以上

【注意事項】

- ◎ 同様の質問・動議等を繰り返し送信すること、明らかに不適法な動議を送信すること、本総会の目的事項と無関係な内容やプライバシー又は名誉を害するものその他不適切な内容を含む質問等の送信など、株主の皆様との貴重な対話の場である本総会の趣旨に反する場合、本総会の議事の進行やバーチャルオフライン株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合には、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。また、議長の指定した方法以外の方法によりテキストデータを送信するなど、質問・動議であるか否かの判別ができるものは質問・動議として採り上げない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ 視聴される株主様の通信環境の影響によりライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ◎ 本総会当日において、株主様側の通信環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましては、一切の責任を負いかねます。
- ◎ ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ◎ 映像や音声データの第三者への提供や、SNSなど公開での上映、転載・複製・録画・録音及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。また、ログインに必要な情報を第三者に伝えることも禁じます。
- ◎ 本総会当日のライブ配信のための撮影は、議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年6月24日（火曜日）午後7時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき株式会社 I C J が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていたことも可能です。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

当社は、取締役の職務責任をより明確にするため、株主の皆様に各年度ごとに取締役の信任をお諮りするため、定款により取締役の任期を1年としており、本総会終結の時をもって、現任の取締役5名は任期満了となります。つきましては、以下の【取締役候補者選定の方針及びプロセス】に基づき、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

なお、薄葉康生氏及び榎淳氏は社外取締役候補者であります。

【取締役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、取締役会が知識・経験・能力を全体としてバランスよく備え、多様性と適正規模を両立して構成されるよう配慮しつつ、性別及び年齢等を問わず、当社グループの持続的な企業価値向上に向けて遺憾なく能力等を発揮できる者を、人格及び識見等を考慮の上、取締役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、取締役会において候補者を決定しました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します。 (以下同じ)	所有する当社の株式数		
1	平尾丈 (1982年11月25日) 再任	<p>2005年4月 株式会社リクルート（現：株式会社リクルートホールディングス）入社</p> <p>2006年10月 株式会社ドリコムジェネレーティッドメディア（現：当社）に出向</p> <p>2007年3月 当社取締役</p> <p>2008年1月 当社代表取締役社長</p> <p>2014年10月 <u>株式会社リジョブ</u>取締役（現任）</p> <p>2018年6月 当社代表取締役社長執行役員CEO（現任）</p> <p>2022年10月 <u>株式会社タイズ</u>取締役（現任）</p> <p>2022年12月 <u>R e t t y</u>株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2023年6月 <u>株式会社アップルワールド</u>取締役（現任）</p>	5,279,000株		
取締役在任年数		18年3ヶ月			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回（100%）			
〔取締役候補者とした理由〕					
平尾丈氏は、代表取締役として当社グループの成長を牽引し、経営者として十分な実績を有しており、企業理念の実践を通じて、持続的な企業価値の向上に貢献しております。このことから、長期ビジョン実現の牽引者として必要不可欠な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。					

(注1) 平尾丈氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 社外取締役を除く重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

(注3) 当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれられることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	いまい りょうすけ 今井 良祐 (1988年12月9日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div>	2013年4月 当社入社 2017年4月 当社住まいDiv. Division Head 2019年4月 当社企画マーケティングユニット Unit Head（兼任） 2020年2月 株式会社アイアンドシー・クルーズ代表取締役 2021年6月 当社執行役員（現任） 2022年9月 株式会社ビヨンドボーダーズ取締役（現任） 2022年11月 株式会社オーサムエージェント取締役（現任） 2023年6月 株式会社 S t r u c t （現：株式会社アップベース）代表取締役（現任） 2024年7月 株式会社タイズ代表取締役（現任）	0株

[取締役候補者とした理由]

今井良祐氏は、2013年に新卒社員として当社に入社し、複数の部門責任者を経て、2021年には執行役員に就任しました。その後、当社の執行役員として、また、当社子会社の代表取締役又は取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材と判断し、取締役として新たに選任をお願いするものであります。

(注1) 今井良祐氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 重要な兼職は、いずれも当社子会社の取締役であります。

(注3) 当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数		
3	は た の さ ち こ 波多野 佐知子 (1983年4月14日) 再任	<p>2006年12月 あずさ監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2010年10月 公認会計士登録</p> <p>2011年6月 ライフネット生命保険株式会社入社</p> <p>2018年2月 当社入社</p> <p>2018年10月 当社経営管理部部長（現任）</p> <p>2020年6月 当社執行役員（現任）</p> <p>2021年5月 株式会社INFORICH社外監査役（現任）</p> <p>2021年6月 当社取締役（現任）</p> <p>2021年6月 株式会社アップルワールド取締役（現任）</p> <p>2022年10月 株式会社タイズ取締役（現任）</p> <p>2022年11月 株式会社オーサムエージェント取締役（現任）</p> <p>2024年6月 株式会社リジョブ取締役（現任）</p> <p>2024年7月 株式会社アップベース取締役（現任）</p> <p>2024年9月 保険マンモス株式会社取締役（現任）</p>	70,000株		
取締役在任年数		4年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回（100%）			
【取締役候補者とした理由】					
波多野佐知子氏は、2018年入社後、当社の経営管理部部長及び執行役員として、また、当社及び当子会社の取締役として、当社グループの発展に貢献して参りました。このことから、当社グループが持続的な企業価値向上を目指すに当たり適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。					

(注1) 波多野佐知子氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2) 社外監査役を除く重要な兼職は、いずれも当子会社の取締役であります。

(注3) 当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数		
4	薄葉 康生 (1963年4月7日) <input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員	1987年4月 株式会社リクルート入社 2002年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2006年4月 G E コンシューマー・ファイナンス株式会社（現：新生フィナンシャル株式会社）入社 2008年9月 株式会社リクルート入社 2011年10月 グーグル合同会社入社 チャネルセールス事業本部長 2021年2月 Location Mind 株式会社 入社 2021年3月 Location Mind 株式会社 取締役COO 2021年6月 当社社外取締役（現任） 2025年4月 Location Mind 株式会社 CPO（現任）	0株		
取締役在任期数		4年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回（100%）			
〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕					
薄葉康生氏は、経営戦略、マーケティング及びセールスに関する豊富な実務経験を有しております、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られております。 また、監督的立場である社外役員の職務に適任であると判断し、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。					

- （注1）薄葉康生氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- （注2）薄葉康生氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト（<https://zigexn.co.jp/ir/>）等に掲載されております。
- （注3）当社は、取締役候補者薄葉康生氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出しております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- （注4）当社は、薄葉康生氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
- （注5）当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数		
5	さかき じゅん (1972年7月24日) 再任 社外 独立役員	<p>1997年4月 株式会社第一勧業銀行（現：みずほ銀行）入行</p> <p>2003年7月 Boston Consulting Group入社</p> <p>2009年2月 AlixPartners入社</p> <p>2013年2月 株式会社一休入社</p> <p>2013年6月 株式会社一休取締役</p> <p>2014年11月 株式会社一休取締役副社長</p> <p>2016年2月 株式会社一休代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年4月 ヤフー株式会社（現：LINEヤフー株式会社）執行役員トラベル統括本部長（現任）</p> <p>2022年6月 当社社外取締役（現任）</p>	0株		
取締役在任年数		3年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回（100%）			
〔社外取締役候補とした理由及び期待される役割の概要〕					
<p>榊淳氏は、株式会社一休において取締役副社長、代表取締役社長の立場で中核事業の発展を担い、戦略立案及び遂行の中心として、事業を牽引して参りました。同氏の豊富な経営と実務経験に基づき、当社においても中立かつ客観的観点から、経営上有益な助言等を得られております。</p> <p>また、監督的立場である社外役員の職務に適任であると判断し、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>					

- (注1) 榊淳氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注2) 榊淳氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト(<https://zigexn.co.jp/ir/>)等に掲載されております。
- (注3) 当社は、取締役候補者榊淳氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- (注4) 当社は、榊淳氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額といたします。
- (注5) 当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、以下の【監査役候補者選定の方針及びプロセス】に基づき、監査役3名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、全員社外監査役の候補者であり、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

【監査役候補者選定の方針及びプロセス】

当社は、企業経営における監査並びに監査役の機能の重要性を踏まえ、性別及び年齢等を問わず、企業実務の豊富な経験、又は公認会計士、弁護士、監督行政の経験者等の高い専門性を有する人材を、それぞれの知識・経験のバランスに配慮の上、監査役候補者として選定しております。

その考え方に基づき、株主総会への選任議案提出に関する監査役会の同意を得て、取締役会において候補者を決定しました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況 ※下線は、現在の重要な兼職を指します(以下同じ)。	所有する当社の株式数		
1	矢島茉莉 (1983年8月10日) 再任 社外 独立役員	<p>2007年12月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入社</p> <p>2011年9月 公認会計士登録</p> <p>2017年10月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)マネージャー</p> <p>2019年5月 矢島茉莉公認会計士事務所代表(現任)</p> <p>2019年5月 アクサ生命保険株式会社 入社</p> <p>2021年10月 アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社兼務</p> <p>2023年6月 アクサダイレクト生命保険株式会社(現 アクサ生命保険株式会社) 内部監査部長</p> <p>2023年6月 当社社外常勤監査役(現任)</p> <p>2023年6月 株式会社リジョブ監査役(現任)</p> <p>2023年6月 株式会社アップルワールド監査役(現任)</p> <p>2024年6月 株式会社タイズ監査役(現任)</p> <p>2024年6月 株式会社ブレイン・ラボ監査役(現任)</p> <p>2024年6月 マックス株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>2024年7月 株式会社アップベース監査役(現任)</p> <p>2024年9月 保険マンモス株式会社監査役(現任)</p>	0株		
監査役在任年数		2年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回(100%)			
2024年度における監査役会への出席状況		14回／14回(100%)			
[社外監査役候補とした理由]					
<p>矢島茉莉氏は、公認会計士の資格を有し、監査法人における監査業務・コンサルティング業務等に従事し、また、生命保険会社の内部監査部長としても内部監査業務を経験しており、監査業務において幅広い知見を有しております。その豊富な実務経験と知見を活かし、当社取締役会及びその他重要な会議に出席し、当社グループの経営全般に対する適法性監査・妥当性監査の観点から有用な発言を行っており、今後も持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>					

(注1)矢島茉莉氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。

(注2)社外取締役及び事務所代表を除く重要な兼職は、いずれも当社子会社の監査役であります。

(注3)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、矢島茉莉氏と、以下の内容の責任限定契約を締結しております。

- ・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

- ・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。

(注4)矢島茉莉氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト(<https://zigexn.co.jp/ir/>)等に掲載されております。

- (注5)当社は、監査役候補者矢島茉莉氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出しております。
- (注6)当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数		
2	みやざき たかし 宮崎 隆 (1979年1月26日) 再任 社外	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 長島・大野・常松法律事務所入所 2014年1月 同事務所パートナー（現任） 2016年6月 当社社外監査役（現任）	0株		
監査役在任年数		9年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回 (100%)			
2024年度における監査役会への出席状況		14回／14回 (100%)			
〔社外監査役候補者とした理由〕					
宮崎隆氏は、弁護士としてM&A関連取引等の企業法務の豊富な経験を所有し、当社取締役会においても、法務全般における専門的な知見でもって、中立かつ客観的観点から、当社グループのコンプライアンスに関する有用な発言等を行っており、取締役の職務の執行の監督者として適任であると判断しております。					
このことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。					

- (注1)宮崎隆氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、宮崎隆氏と、以下の内容の責任限定契約を締結しております。
- ・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
 - ・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。
- (注3)宮崎隆氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト(<https://zigexn.co.jp/ir/>)等に掲載されております。
- なお、宮崎隆氏が所属する長島・大野・常松法律事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に原則として独立役員としての届け出を行えない旨の方針があるため、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。
- (注4)当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数		
3	和田 健吾 (1977年10月28日) 再任 社外 独立役員	<p>2000年10月 朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所</p> <p>2004年4月 公認会計士登録</p> <p>2006年2月 GCA株式会社入社</p> <p>2015年2月 株式会社エイ・アイ・パートナーズ設立 代表取締役（現任）</p> <p>2016年6月 税理士登録</p> <p>2016年6月 エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所設立 代表（現任）</p> <p>2017年6月 当社社外監査役（現任）</p> <p>2017年7月 アルー株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2018年2月 クラウドエース株式会社社外監査役（現任）</p> <p>2023年8月 株式会社Gunosy社外監査役（現任）</p> <p>2024年6月 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役（現任）</p>	0株		
監査役在任年数		8年			
2024年度における取締役会への出席状況		15回／15回（100%）			
2024年度における監査役会への出席状況		14回／14回（100%）			
〔社外監査役候補者とした理由〕					
<p>和田健吾氏は、公認会計士として、M&A関連における価値評価、デューディリジェンス業務等の豊富な経験を所有するとともに、会計に関する専門的な知識を有しております。当社取締役会においても、中立かつ客観的観点から、会計に関する有用な発言を行っており、取締役の職務の執行の監督者として適任であると判断しております。</p> <p>のことから、持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。</p>					

- (注1)和田健吾氏と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- (注2)当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、和田健吾氏と、以下の内容の責任限定契約を締結しております。
- ・善意でかつ重大な過失がなくして任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。
 - ・同氏が社外監査役として重任が承認された場合は、上記責任限定契約は継続される。
- (注3)和田健吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト (<https://zigexn.co.jp/ir/>) 等に掲載されております。
- (注4)当社は、監査役候補者和田健吾氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- (注5)当社は、2025年4月1日～2026年4月1日の期間で、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を、当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

以上

(ご参考)

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

1. 現在又は過去10年間において、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

2. 現在又は過去5年間において、下記のいずれかに該当する者

- (1) 当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者
- (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の2%を超えるものをいう。

- (3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入先金融機関の総資産の2%を超えるものをいう。

- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

- ① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去3年の平均年間取引額が年間1,000万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去3事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の2%を超えるとき

- (5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

- (6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該他の会社の業務執行者

3. 上記1及び2に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、重要でない者とは、上記2に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。

以上

事業報告

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの事業は、ライフサービスプラットフォーム事業とその他で構成されております。

ライフサービスプラットフォーム事業は主力事業である「Vertical HR」、「Living Tech」と、安定的なキャッシュ・フローを生み出す「Life Service」から構成されており、それぞれの状況は以下のとおりです。

a. Vertical HR

Vertical HRは、株式会社リジョブ（美容、ヘルスケアの領域に特化した求人情報提供する媒体『リジョブ』を運営）、株式会社タイズ（メーカー領域に特化した人材紹介事業『タイズ』を運営）、株式会社アップベース※（建設領域に特化した人材紹介事業『建設JOBS』、不動産領域に特化した人材紹介事業『リアルエステートWORKS』を運営）、株式会社オーサムエージェント（運送領域に特化した求人情報を提供する媒体『ドラピタ』を運営）、株式会社ミラクス（介護・保育分野における人材紹介・派遣事業『ミラクス介護』等を運営）から構成されております。

株式会社リジョブに関して、クライアントサイドでは事業所の採用ニーズは高い状態が継続しているものの、新規顧客の獲得ペースは鈍化しております。ユーザー側においては求職者の動向は堅調に推移しております。

株式会社タイズに関して、クライアントサイドでは米国を中心とした関税政策の方向性を懸念する動きもありますが、採用ニーズは引き続き堅調に推移しております。求職者ニーズも同様に堅調に推移しております。

その他事業に関して、全体として採用ニーズは堅調であり、建設やドライバー等の領域では「2024年問題」等の影響もあり、高い水準が継続しております。また求職者ニーズも同様に堅調に推移しております。

(※) 株式会社Structは2024年7月1日付で株式会社アップベースに商号変更しております。また、株式会社ビヨンドボーダーズの人材紹介事業を会社分割の方法により承継しております。

b. Living Tech

Living Techは、『賃貸スマッカ』や株式会社ビヨンドボーダーズが運営する越境不動産取引事業『SEKAI PROPERTY』等の不動産に関連するメディア、リフォーム会社比較サイト『リショップナビ』やプロパンガス会社比較サイト『エネピ』

等のライフサポートに関するメディアから構成されております。

『賃貸スマッカ』に関して、クライアントサイドにおけるインターネット広告出稿需要は堅調である一方で、ユーザー側においては、インフレに伴う支出抑制影響等もあり、引越し需要はやや減退しております。

『SEKAI PROPERTY』に関して、物件の仕入れ状況は引き続き堅調に推移しております。ユーザー側に関しては、マクロ環境の変化を受け、海外不動産需要はやや鈍化しております。

『リショップナビ』や『エネピ』等のライフサポート領域に係るクライアントサイドにおいては、インターネット広告出稿需要は堅調に推移しております。ユーザー側においては物価上昇の影響により、リフォーム需要は減退傾向にあります。一方で、物価上昇に伴う節約需要の高まりにより、光熱費の切替需要は増加傾向にあります。

c. Life Service

Life Serviceは、主に個人ユーザー向けのフランチャイズ比較サイトである『フランチャイズ比較.net』、結婚相談所比較サイト『結婚相談所比較ネット』等の比較メディア事業や株式会社アップルワールド※（旅行会社向けホテル予約媒体『アップルワールド』、旅行会社向けホテル予約媒体『Rikisha Easy REZ!』等を運営）等から構成されております。

比較メディア事業において、フランチャイズ領域や結婚領域のユーザー側の動きは堅調に推移しているものの、広告出稿需要はやや鈍化傾向にあります。

株式会社アップルワールド※に関して、ユーザー側においては、国内旅行需要は堅調に推移している一方で、海外渡航需要のやや伸び悩みを示しております。クライアントサイドでは、レジャー領域において円安の影響により緩やかな推移となっているものの、業務渡航領域では比較的堅調に推移しております。

(※) 株式会社アップルワールドと株式会社ティ・エス・ディは、2024年10月1日付で株式会社アップルワールドを存続会社、株式会社ティ・エス・ディを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

その他事業においては、株式会社CORDAを中心に、コンシューマ課金サービス、事業化を検討している新規事業を営んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上収益は25,450百万円（前年同期比9.5%増）、売上総利益は20,905百万円（前年同期比8.2%増）、営業利益は5,657百万円（前年同期比4.9%増）、税引前当期利益は5,657百万円（前年同期比4.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,872百万円（前年同期比1.9%増）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社グループは、M&A資金等のため、金融機関からの借入を実施しております。

② 設備投資

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は1,307百万円で、その主なものは次のとおりあります。

社内利用ソフトウエア	1,146百万円
------------	----------

③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年8月31日をもって、保険マンモス株式会社の株式（持分比率66%）を取得し、連結子会社といたしました。

また、当社は、2024年10月1日をもって、株式会社ヒカクの全株式を取得し、完全子会社といたしました。なお、同日付けで株式会社ヒカクは当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(3) 対処すべき課題

① ライフサービスプラットフォーム事業の収益拡大

当社グループが取り組むライフサービスプラットフォーム事業は、ユーザーの利便性を向上するとともに、顧客企業へ効果的なマーケティング手法を提案することにより10年以上にわたり顧客・ユーザーの情報を蓄積して参りました。そして、データドリブンでユーザーの行動を促進する、高精度なマッチングテクノロジーを実現させ、多領域で事業を拡大させて参りました。また、M&Aにおいては、発掘・識別力、資金力及び豊富な経営資源を土台に、サービス・事業のCVRや集客チャネルの課題を特定し、マッチングテクノロジーによるマーケティング改善、結果として迅速な業績改善を実現させて参りました。

今後は、多領域で展開するプラットフォーマーとしての強みを活かしつつ、テールリスクを踏まえたマーケットにおける事業の選択と集中、強みの拡張及び顧客基盤の拡大を進めて参ります。

② 組織体制の強化

当社グループでは事業の拡大を達成するために、企画、エンジニアリング、デザイン、マーケティング、営業、及びコーポレートに関する主要な機能を社内に有することで、事業運営のノウハウを蓄積し、改善点の発見、仮説想定と検証、行動までの運営の高速化及びM&Aにおける迅速なPMIを行って参りました。今後の成長のためには、更なる組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

当社グループはライフサービスプラットフォーム事業の各サービスが収益基

盤となっており、顧客ニーズに即応するサービスの利便性及び機能向上が収益拡大にあたって重要であると認識しております。そのためには、サービス機能を拡大・成長させることができ企画・マネジメント人材と、開発を迅速に行える技術者、並びに高い専門性を有するコーポレート人材の採用が重要と認識しております。また、顧客企業数の増加に伴いきめ細やかな対応を実施するために、営業担当者についても合わせて適時に採用を進めていく必要があります。

これらの課題に対処し、事業及びサービス運営におけるバリューチェーンの内製化をより強化するため、従業員からの紹介制度の充実やソーシャルメディアの利用、正社員以外の人材の活用等、採用方法の多様化を図り、事業規模や社内からの要望に応じた採用を適時に行うとともに、多様化する人材のエンゲージメントを高め、組織体制の整備を進めて参ります。

③ SDGs・ESGへの対応

当社グループでは、株主、ユーザー、従業員、取引先、地域・社会及びそれらの先にある多様なステークホルダーを含めた価値共創に取り組み、長期的には社会的課題を解決する企業へと発展して参ります。

SDGs・ESG活動を推進するため、広報・サステナビリティ推進室を設置し、持続可能な社会の実現に向け、事業・組織・社会活動を推進しております。

当社グループの成長性、持続性及びステークホルダーの関心度合い等を勘案し、マテリアリティを選定し、DXによる社会・産業のアップデート、環境に配慮した事業活動、多様な人材の活躍や働き甲斐ある環境、地域社会の創生、ステークホルダーとの協働による持続的な発展、ガバナンスの強化や透明性確保等に取り組んで参ります。

(4) 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社リジョブ	100百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (インターネットメディアサービス等)
株式会社タイズ	15百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (メーカーに特化した人材紹介事業等)
株式会社アップルワールド	200百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (旅行会社及び個人を対象とした海外・国内のホテル及び航空券予約事業等)
株式会社ブレイン・ラボ	100百万円	100%	ライフサービスプラットフォーム事業 (人材紹介・派遣会社向けコンサルティング・サポート及び業務用管理システムの開発・販売等)

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループはライフサービスプラットフォーム事業を主な事業としております。

(6) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

- ① 当社
本社（東京都港区）
- ② 主要な子会社の営業所
株式会社リジョブ（東京都豊島区）
株式会社タイズ（大阪府大阪市）
株式会社アップルワールド（東京都新宿区）
株式会社ブレイン・ラボ（東京都港区）

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

会社の名称	使用人数（名）
当社	239 [85]
株式会社リジョブ	71 [123]
株式会社タイズ	108 [7]
株式会社アップルワールド	76 [5]
株式会社ブレイン・ラボ	80 [3]
その他	390 [97]
合計	964 [320]

(注) 使用人数は正社員数であり、臨時雇用者数（契約社員、派遣社員及びアルバイト）は
[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
239 [85]	△3 [10]	33.08	3.67

(注) 使用人数は正社員数であり、臨時雇用者数（契約社員、派遣社員及びアルバイト）は
[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,350百万円
株式会社りそな銀行	1,000百万円
株式会社みずほ銀行	493百万円
株式会社三井住友銀行	431百万円

(注) 当座貸越契約による調達額の残高を含んでおります。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況（国際会計基準(IFRS会計基準)）

区分	第16期	第17期	第18期	第19期
売上収益(百万円)	15,272	18,709	23,249	25,450
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	2,262	2,930	3,800	3,872
基本的1株当たり当期利益(円)	20.92	27.85	36.53	38.13
資本合計(百万円)	14,929	16,073	19,449	19,951
資産合計(百万円)	21,604	30,393	34,535	37,573

② 当社の財産及び損益の状況（日本基準）

区分	第16期	第17期	第18期	第19期
売上高(百万円)	6,224	7,117	7,525	7,505
当期純利益(百万円)	2,007	812	2,528	1,389
1株当たり当期純利益(円)	18.56	7.72	24.31	13.68
純資産(百万円)	10,247	9,281	11,508	10,002
総資産(百万円)	15,044	17,913	17,372	17,425

(10) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当金額については、連結業績の動向、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、決定していきます。当年度の期末配当金については、2025年5月13日開催の取締役会において、1株につき10.5円とすることを決定しました。

当社はこれまでライフサービスプラットフォーム事業の運営企業として「成長性」の向上を最優先の経営課題に設定し、M&Aを中心とする投資活動に積極的な姿勢を取って参りました。また、「安全性」の観点から、親会社所有者帰属持分比率40%以上、のれん対資本倍率1.0倍程度以下の財務水準と設定しております。

今後も、上述の「成長性」、「安全性」に対する方針や財務水準に変更はございませんが、更なる株主価値の向上を図るため、資本の「効率性」の観点も重要であると認識しており、当該年度の親会社の所有者に帰属する当期利益から戦略投資額（注1）と配当総額、株主優待費用を除いた金額を、翌年度の自己株式取得枠の上限とする株主還元の基本方針を設けております（注2）。ただし、ROEや株主資本コスト、バランスシートの状況等を総合的に鑑みて、自己株式取得の実施・不実施を柔軟に検討し、資本効率性の観点からも、企業価値ひいては株主価値の向上を図って参ります。

- (注1) 戰略投資額とは、M&Aや資本提携といった、資産性の高い経営資源を獲得するため当社が拠出した投資額を指します。
- (注2) 2025年3月期の親会社の所有者に帰属する当期利益は3,872百万円、戦略投資額は2,019百万円、配当金総額は1,054百万円、株主優待費用39百万円だったことから、株主還元に係る財務方針及び足元の状況を総合的に鑑みた結果、700百万円を取得価額総額の上限として自己株式取得することを決定いたしました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 200,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式含む。） | 111,700,000株 |
| (3) 株主数 | 16,957名 |
| (4) 大株主の状況 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社じょうげん	48,900,500 株	48.69 %
平尾 丈	5,279,000 株	5.25 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,716,100 株	4.69 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,395,800 株	4.37 %
CLEARSTREAM BANKING S.A.	2,686,919 株	2.67 %
INTERACTIVE BROKERS LLC	1,376,000 株	1.37 %
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	961,900 株	0.95 %
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	746,706 株	0.74 %
JP MORGAN CHASE BANK 385781	744,600 株	0.74 %
株式会社SBI証券	696,845 株	0.69 %

(注) 当社は、自己株式（11,273,155株）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

2021年第10回新株予約権	
新株予約権の数	3,000個
株式の種類及び付与数	普通株式 300,000株
新株予約権の発行価額	600円
新株予約権の行使価額	419円
権利行使期間	自 2025年5月15日 至 2025年6月15日
保有状況	〔取締役（社外取締役を除く）] 保有者数（注） 1名 〔取締役（社外取締役）] 保有者数 1名

（注）第10回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

2022年第11回新株予約権	
新株予約権の数	1,000個
株式の種類及び付与数	普通株式 100,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	319円
権利行使期間	自 2026年5月15日 至 2026年6月15日
保有状況	〔取締役（社外取締役のみ）] 保有者数 1名

2024年第14回新株予約権	
新株予約権の数	15,000個
株式の種類及び付与数	普通株式 1,500,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	553円
権利行使期間	自 2028年5月15日 至 2028年6月15日
保有状況	〔取締役（社外取締役を除く）] 保有者数 2名

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

2024年第14回新株予約権	
新株予約権の数	6,800個
株式の種類及び付与数	普通株式 680,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	553円
権利行使期間	自 2028年5月15日 至 2028年6月15日
交付状況	交付者数 子会社役員：3名

2024年第15回新株予約権	
新株予約権の数	3,830個
株式の種類及び付与数	普通株式 383,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使価額	552円
権利行使期間	自 2028年5月15日 至 2028年6月15日
交付状況	交付者数 当社使用人：1名 子会社の役員及び使用人：10名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
平 尾 丈	代表取締役 社長執行役員 CEO	株式会社リジョブ取締役 株式会社タイズ取締役 株式会社アップルワールド取締役 ※上記はいずれも当社子会社 R e t t y 株式会社社外取締役
波多野 佐知子	取 締 役 員 執 行 役 員 經 營 管 理 部 部 長	株式会社リジョブ取締役 株式会社アップルワールド取締役 株式会社アップベース取締役 株式会社タイズ取締役 株式会社オーサムエージェント取締役 保険マンモス株式会社取締役 ※上記はいずれも当社子会社 株式会社 I N F O R I C H 社外監査役
佐 藤 真 治	取 締 役 員 執 行 役 員 ラ イ フ メ テ イ ア プ ラ イ ツ フ ォ ー ム 事 業 本 部 長 經 營 推 進 部 部 長	株式会社 C O R D A 代表取締役 株式会社 T C V 代表取締役 株式会社アップベース取締役 株式会社ブレイン・ラボ取締役 保険マンモス株式会社取締役 ※上記はいずれも当社子会社
薄 葉 康 生	取 締 役	L o c a t i o n M i n d 株式会社 C P O
榊 淳	取 締 役	株式会社一休代表取締役社長 L I N E ヤフー株式会社執行役員トラベル統括本部長
矢 島 茉 莉	常 勤 監 査 役	株式会社リジョブ監査役 株式会社アップルワールド監査役 株式会社アップベース監査役 株式会社タイズ監査役 株式会社ブレイン・ラボ監査役 保険マンモス株式会社監査役 ※上記はいずれも当社子会社 矢島茉莉公認会計士事務所代表 マックス株式会社社外取締役（監査等委員）
宮 崎 隆	監 査 役	長島・大野・常松法律事務所パートナー
和 田 健 吾	監 査 役	株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役 エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表 アラー株式会社社外監査役 クラウドエース株式会社社外監査役 株式会社 G u n o s y 社外監査役 オイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役

(注1) 取締役薄葉康生氏及び榊淳氏は、社外取締役であります。

(注2) 常勤監査役矢島茉莉氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏は、社外監査役であります。

(注3) 監査役矢島茉莉氏及び和田健吾氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。

(注4) 社外取締役である薄葉康生氏及び榊淳氏、社外監査役である矢島茉莉氏、宮崎隆氏及び和田健吾氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお当該「社外役員独立性基準」は、当社ウェブサイト

(<https://zigexn.co.jp/ir/>) 等に掲載されております。

- (注5) 社外取締役である薄葉康生氏及び楠淳氏、社外監査役である矢島茉莉氏及び和田健吾氏は株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として届出し、受理しております。
- (注6) 宮崎隆氏が所属する長島・大野・常松法律事務所においては、所属弁護士が社外役員となる場合に原則として独立役員としての届け出を行えない旨の方針があるため、当社は同氏を独立役員として指定しておりません。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、マネジメントリスクプロテクション保険契約を保険会社との間で締結し、主に、①取締役・監査役などがその地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して損害賠償請求された法律上の損害賠償金及び争訟費用、並びに②個人被保険者に対してなされた損害賠償請求により個人被保険者が被った損害を会社が補償する場合等について、当該保険契約により補填することとしております。

当該マネジメントリスクプロテクション保険契約の被保険者は、①の場合、当社及び当子会社の取締役及び監査役、②の場合、①の被保険者に加え、当社の執行役員、管理監督者及び一般従業員も含まれます。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2013年6月25日開催の第7期定時株主総会の決議に基づき、取締役に対する報酬の上限額は年額1億円と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

2018年6月28日開催の第12期定時株主総会の決議に基づき、監査役に対する報酬の上限額は年額5千万円と定めております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会決議に基づき、以下のとおりとしております。

当社において、社外取締役を除く取締役は、他の従業員と同様に職責に応じた等級や職位を付与しております。社外取締役を除く取締役の報酬の決定方針に関しては、それらの等級や職位、業務への関与度合いに応じた報酬水準に加えて、取締役としての経営責任や当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断した上で、固定報酬を取締役会にて審議、決定するものとします。

なお、取締役会決議にあたっては、事前に、社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬委員会が審議し、その答申を踏まえることとしております。

社外取締役の報酬は、固定報酬のみとしており、取締役としての経営責任や

当社の業績、及び景気動向等を総合的に判断した上で、取締役会にて審議、決議するものとします。

基本報酬は、月額の固定金銭報酬とし、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は設けておりません。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会及びその諮問機関である任意の指名・報酬委員会において決定方針の整合性を含めた多角的な検討を行っているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	66(12)	66(12)	-	-	5(2)
監査役 (うち社外監査役)	17(17)	17(17)	-	-	3(3)

(注) 上記報酬等の額のうち、社外役員5名（社外取締役2名、社外監査役3名）に支払った報酬等の総額は29百万円であります。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役薄葉康生氏及び取締役榎淳氏、監査役矢島茉莉氏、監査役宮崎隆氏及び監査役和田健吾氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

- 取締役薄葉康生氏は、Location Mind株式会社のCP0であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 取締役榎淳氏は、株式会社一休代表取締役社長及びLINEヤフー株式会社執行役員トラベル統括本部長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役矢島茉莉氏は、株式会社リジョブ監査役、株式会社アップルワールド監査役、株式会社タイズ監査役、株式会社ブレイン・ラボ監査役、株式会社アップベース監査役、保険マンモス株式会社監査役であります。これらの会社は当社子会社であります。

- ・監査役矢島茉莉氏は、矢島茉莉公認会計士事務所代表であります。また、マックス株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社とこれらの兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役宮崎隆氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田健吾氏は、株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役、エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所代表、アルー株式会社社外監査役、クラウドエース株式会社社外監査役、株式会社Gunosy社外監査役及びオイシックス・ラ・大地株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	薄葉 康生	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	榊 淳	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	矢島 茉莉	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回出席、また監査役会14回のうち全回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮崎 隆	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回出席、また監査役会14回のうち全回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	和田 健吾	当事業年度に開催された取締役会15回のうち全回出席、また監査役会14回のうち全回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性などにおいて問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適

合することを確保するための体制

- (i)当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
- (ii)当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
- (iii)当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役又は執行役員が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
- (iv)「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
- (v)社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
- (vi)監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
- (vii)職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査室が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
- (viii)内部監査室は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i)原則として毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
- (ii)取締役会の機能を強化するため毎週1回「執行役員会」を開催し、主要な業務執行にかかる協議・報告を行うことにより、意思決定が効率的かつ適切に行われるよう努める。
- (iii)当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか、当社代表取締役、事業統括、各子会社の代表取締役及びその他当社代表取締役が指定する者が出席する「事業統括会議」を毎週1回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

- (iv)職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
- (v)取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i)株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類（磁気的記録を含む。）は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
 - (ii)取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。
- ④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (i)「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
 - (ii)「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
 - (iii)経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役は取締役会へ報告する。
 - (iv)関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (i)当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行う。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
 - (ii)内部監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び改善状況を含む。）を把握、評価し、代表取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (i)当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子

会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。

- (ii) 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
 - (iii) 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。
 - (iv) 当社内部監査室は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
 - (v) 当社及び当社の子会社の監査役は、グループ監査役連携会議を定期的に開催し、グループ各社の状況に関して情報及び意見を交換し、子会社取締役の職務執行についてモニタリングを実施する。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
 - (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
 - (iii) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べることができる体制をとる。
 - (ii) 監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役と隨時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。
 - (iii) 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (iv) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認

められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、以下のとおりです。

① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社及び当社の子会社においてコンプライアンス研修を実施し、従業員に対して当社事業に係る法令及び遵守の説明を行っております。また、個人情報保護については当社及び当社子会社の計5社において「プライバシーマーク」を取得しており、最低毎年1回個人情報保護教育を従業員に対し実施しております。
- (ii) 当社及び当社の子会社では、法令の制定及び改定に絶えず注意を払い、経営環境の変化に対応して必要に応じ規程類の見直しを行っております。
- (iii) コーポレートガバナンス・コード原則2-5. 及び「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、従業員の目の付きやすい箇所に内部通報の連絡先を掲示する等により周知を図るとともに、リスク・コンプライアンス委員会において内部通報の報告が行われております。

② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社取締役は毎月1回開催される当社取締役会において、自己の職務の執行状況について報告を行うほか、重要事項に関しては必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。なお当事業年度においては定例取締役会が12回、臨時取締役会が3回開催されております。
- (ii) 執行役員会を毎週1回開催し、自己の担当する業務執行の報告を行うほか、取締役会の意思決定に資するための協議・審議が行われております。
- (iii) 事業統括会議を毎週1回開催し、当社及び各子会社の事業の進捗状況、戦略の共有その他重要事項の報告が行われております。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録等の重要書類は、関係法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- (ii) 重要書類及び個人情報はその重要度に応じて適切な施錠管理が行われており、関係者以外の閲覧を固く禁じております。

④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社において「危機管理規程」に基づき、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とす

ることを定めるほか、従業員に対しては緊急事態における上長への迅速な連絡を行う旨の周知徹底を図り、重要度に応じて社外取締役及び社外監査役にも報告を行う体制を敷いております。

⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社の各子会社は、関係法令及び証券取引所の規則に対応して、適正かつ適時に財務報告を行うため、必要に応じて経理人員の補充を行うほか、適切な会計処理を行うため有効性のある内部統制を築き、監査法人による適正な内部統制の評価が行われております。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i)当社は、海外子会社を含め当社・各子会社間の相互の連絡を密にする努力を行い、子会社の重要事項に関しては当社が意思決定を行う運用となっております。また当社取締役又は使用人が子会社の取締役や監査役に就くことにより子会社の業務運営の監視、当社とのシナジーの創出、及び戦略の共有化が図られております。

(ii)当社監査役は、子会社の取締役会への出席や子会社監査役との連携することで、子会社の業務運営状況の積極的な把握に努め、子会社に対して適正な監査を行っております。

⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び内部監査室担当者を始めとする使用人が当社監査役と十分な連携を確保することにより、当社監査役に対し重要事項の共有が行われております。

⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i)当社監査役は、執行役員会に出席し、重要事項の共有を受けるほか、必要に応じて意見を述べております。

(ii)当社監査役は、取締役会とは別に社外取締役とともに代表取締役との懇談会を随時開催し、意見交換を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値の向上が、結果として、企業価値ひいては株主共同の利益を明確に毀損する当社株式の大規模買付行為等の防衛にも資するという基本的な考え方のもと、現時点において特別な買収防衛策及び当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を特に定めておりません。

連結財政状態計算書

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,952	流 動 負 債	15,426
現金及び現金同等物	14,295	借 入 金	2,657
営業債権及びその他の債権	5,029	営業債務及びその他の債務	3,831
その他の金融資産	2	その他の金融負債	5,791
その他の流動資産	625	未 払 法 人 所 得 税 等	906
非 流 動 資 産	17,621	引 当 金	78
有 形 固 定 資 産	233	リ ー ス 負 債	542
使 用 権 資 産	1,423	そ の 他 の 流 動 負 債	1,621
の れ ん	10,872	非 流 動 負 債	2,195
無 形 資 産	2,893	借 入 金	617
そ の 他 の 金 融 資 産	1,225	引 当 金	197
繰 延 税 金 資 産	973	リ ー ス 負 債	845
そ の 他 の 非 流 動 資 産	2	そ の 他 の 金 融 負 債	507
		そ の 他 の 非 流 動 負 債	30
		負 債 合 計	17,622
(資 本 の 部)			
親会社の所有者に帰属する持分			19,980
資 本 金			125
資 本 剰 余 金			4,532
利 益 剰 余 金			20,355
自 己 株 式			△5,033
そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素			0
非 支 配 持 分			△29
資 本 合 計			19,951
資 产 合 計	37,573	負 債 及 び 資 本 合 計	37,573

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連結損益計算書
 (自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	25,450
売 上 原 価	△4,545
売 上 総 利 益	20,905
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△15,248
そ の 他 の 収 益	69
そ の 他 の 費 用	△69
営 業 利 益	5,657
金 融 収 益	33
金 融 費 用	△33
持 分 法 に よ る 投 資 損 益 (△ は 損 失)	△0
税 引 前 当 期 利 益	5,657
法 人 所 得 税 費 用	△1,792
当 期 利 益	3,865
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	3,872
非 支 配 持 分	△7

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
2024年4月1日残高	125	4,969	17,159	△2,801	△4	19,449	—	19,449
当期利益	—	—	3,872	—	—	3,872	△7	3,865
その他の包括利益	—	—	—	—	16	16	—	16
当期包括利益合計	—	—	3,872	—	16	3,888	△7	3,881
新株予約権の行使	—	△11	—	247	△13	223	—	223
配 当 金	—	—	△676	—	—	△676	—	△676
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—	△22	△22
自己株式の取得	—	—	—	△2,479	—	△2,479	—	△2,479
非支配株主に係る売建 プリト・オプション負債の変動等	—	△425	—	—	—	△425	—	△425
そ の 他	—	△1	—	—	2	1	—	1
所有者との取引額合計	—	△437	△676	△2,232	△11	△3,357	△22	△3,379
2025年3月31日残高	125	4,532	20,355	△5,033	0	19,980	△29	19,951

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数 19社

主要な連結子会社の名称

株式会社リジョブ、株式会社タイズ、株式会社アップルワールド

株式会社ブレイン・ラボ

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

持分法適用の関連会社の名称

R e t t y 株式会社

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社リザービアの決算日は9月30日、S E K A I （C AMBODIA） CO., LTD. の決算日は12月31日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった時点で当初認識しております。

金融資産については、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定す

る金融資産に分類しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

(ii)事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累計額を利益剰余金に振替えており、純損益には振替えておりません。

(iii)金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かは、金融資産が当初認識以降に債務不履行となるリスクの変化の有無に基づいて判断しており、債務不履行が発生するリスクが変化あるかどうかの判断にあたっては、取引先の業績等悪化による財政困難や、債権の著しい回収遅延を考慮しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。予想信用損失は、期日経過情報や過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積っております。

いずれの金融資産においても、その全部又は一部について回収ができない、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行と判断し、信用減損金融資産として取り扱っております。また、金融資産の全部又は一部を回収するという合理的な予想を有しておらず、直接償却することが適切と判断された場合には、直接償却を行っております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

② デリバティブ金融商品

デリバティブは、デリバティブ取引契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定し、公正価値の変動額は、直ちに純損益で認識しております。

(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法

① 有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2～15年
- ・工具、器具及び備品 3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなつた時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

② 使用権資産

使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行っております。

③ のれん

取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

④ 無形資産

原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

(i)企業結合により取得した無形資産

のれんとは区別して認識した顧客関連資産を無形資産として、取得日の公正価値で測定しております。

(ii)ソフトウェア及びその他の無形資産

当社グループは、自社利用のソフトウェアを開発しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出に信頼性をもって測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性を全て有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ソフトウエア 3～5年
- ・顧客関連資産 5～16年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

主な引当金の計上方法は以下のとおりです。

① 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しております。

② 販売促進引当金

当社グループは、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため将来発生見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 外貨の換算基準

① 機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨

である日本円を表示通貨としております。

② 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益

当社グループは、複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットサービスであるアグリゲーションメディアを運営し、人材、不動産、自動車、旅行といった生活に関わる幅広い領域にサービスを展開しております。当該アグリゲーションメディアの運営を通じて、ユーザーの会員登録、資料請求、問い合わせ等の応募成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

② 自社メディア（掲載課金+採用課金型）による収益

当社グループは、美容・介護・建設・不動産・メーカー・運送等の求人領域に特化した自社メディアを運営しており、従業員の採用を希望する顧客の求人情報等を掲載しております。顧客からは、求人情報の掲載料及び採用に至った場合の成果報酬を得ております。求人情報等の掲載サービスによる収益は、求人情報等の掲載料については、ウェブサイト上に求人情報等が掲載される期間にわたって認識し、採用に至った場合の成果報酬は、求職者の採用時点で認識しております。

③ 人材紹介及び人材派遣サービスによる収益

当社グループは、求職者を求人顧客へ紹介する人材紹介サービスと人材を顧客へ派遣する人材派遣サービスを行っており、人材紹介サービスは求職者が求人顧客への入社が確定した時点で収益を認識し、人材派遣サービスは契約期間にわたって提供した役務に基づいて収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項

目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

・のれんの減損の認識及び測定

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

のれん 10,872百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5.

会計方針に関する事項 (2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法 ③のれん」に記載のとおり、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は回収可能価額まで減損損失を計上しております。

減損テストにおける資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額としております。使用価値は、原則として経営者が承認した今後の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積り額を、当該資金生成単位の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定しております。処分コスト控除後の公正価値は、類似公開企業の株価と各種の財務指標を用いて様々な倍率を算定し、その倍率を用いた株式価値を基礎に算定しております。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 319百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2. 使用権資産の減価償却累計額 1,204百万円

3. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 85百万円

その他の金融資産 7百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	111,700,000	—	—	111,700,000
合計	111,700,000	—	—	111,700,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	676	6.5	2024年 3月31日	2024年 6月13日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金 の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力 発生日
2025年5月13日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	1,054	10.5	2025年 3月31日	2025年 6月9日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、中長期的にわたる企業価値の継続的な向上のために、既存事業の競争力の確保のみならず、新規事業の創出や積極的な事業買収（M&A）に取り組み、中長期の持続的な利益成長を実現するよう努めております。そのために、資本管理の方針として、事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持し、及び調達構造の安全性を維持することとしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制（会社法等の一般的な規定を除く）はありません。

（1）財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において、様々な財務上のリスク（金利リスク、信用リスク、及び流動性リスク）に晒されております。当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

（2）金利リスク管理

当社グループは、事業買収等に必要な資金調達（主に銀行借入）をすることに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。また、固定金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による公正価値の変動リスクに晒されております。

当社グループは、これらの資産及び負債から生じる金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行っております。

なお、当社グループでは全ての借入金を固定金利とする方針を採用しております。

（3）信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産については、取引先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するため、与信管理の方針に従い、各事業部門における営業担当部署及び経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先から預り金（保証金）を取得するなどの措置を講じることによって保全措置を図っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する

信用補完の金額を考慮しない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入をすることにより、事業買収等に使用する資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じます。当社グループにおいて、機能通貨以外の通貨による営業債権・営業債務が一部存在しますが、その取引高は多額ではないため、為替の変動リスクは僅少であります。

(6) 株価変動リスク管理

当社グループが保有する資本性金融商品は、将来的な業務提携の可能性のある企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して保有状況を継続的に見直しております。当社グループが保有する資本性金融商品の残高は多額ではないため変動リスクは僅少であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び負債の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

- ① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、その他の金融資産（定期預金）、その他の金融負債（預り金）

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

- ② 敷金・保証金

敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

- ③ 借入金

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

④ その他の金融資産及びその他の金融負債

投資有価証券の公正価値は、市場性のある株式のため期末日の市場の終値に基づく無調整の相場価格を用いて算定しております。

保険積立金の公正価値は、解約返戻金の金額等を勘案し、算定しております。

デリバティブの公正価値は、金融機関又は外部の評価会社より入手した見積価格や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により、算定しております。

また、非支配株主に係る売建プット・オプションの公正価値は、行使時点までの期間及び期末日時点の信用リスクを加味して割り引いた現在価値及び他の評価技法を用いて算定しております。

(2) 償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産 敷金・保証金（注）1	650	640
償却原価で測定される金融負債 借入金（注）2	3,274	3,267
非支配持分に係る売建プット・ オプション（注）3	507	501

（注1）敷金・保証金の公正価値は、レベル2に該当しております。

（注2）借入金の公正価値は、レベル3に該当しております。

（注3）非支配持分に係る売建プット・オプションの公正価値は、レベル3に該当しております。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、以下のレベルに分類しております。

レベル1：当社グループが測定日にアクセスできる、同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接的又は間接的に観察可能なもの

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。また、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

- ① 公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは、以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は行っておりません。

(単位：百万円)

	公正価値			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の金融資産 デリバティブ資産 保険積立金 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の金融資産 投資有価証券	—	—	105 243	105 243
合計	181	—	—	181
	181	—	347	528

レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内の方針に従い実施しております。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いております。また公正価値の測定結果については上位役職者のレビューを受けております。

- ② レベル3に分類された金融商品に係る公正価値の測定の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品に重要性はないため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	ライフサービスプラットフォーム事業	その他	小計	調整額	合計
Vertical HR	10,574	—	10,574	—	10,574
Living Tech	6,089	—	6,089	—	6,089
Life Service	8,171	—	8,171	—	8,171
その他	—	939	939	△324	615
合計	24,835	939	25,774	△324	25,450

(2) 収益の金額を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 5. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

当社グループの契約残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権 5,029百万円

契約負債 376百万円

契約負債の期首残高のうち当連結会計年度に認識した収益の金額は575百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり親会社所有者帰属持分 198円95銭

基本的1株当たり当期利益 38円13銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,072	流 動 負 債	4,265
現 金 及 び 預 金	688	短 期 借 入 金	1,000
売 掛 金	915	1年内返済予定の長期借入金	1,657
前 払 費 用	72	1年内返済予定の関係会社長期借入金	600
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	未 払 金	603
そ の 他	244	未 払 費 用	38
貸 倒 引 当 金	△47	未 払 法 人 税 等	232
固 定 資 産	15,351	賞 与 引 当 金	4
有 形 固 定 資 産	37	販 売 促 進 引 当 金	19
建 物	0	株 主 優 待 引 当 金	33
工具、器具及び備品	37	そ の 他	80
無 形 固 定 資 産	2,029	固 定 負 債	3,159
の れ ん	1,024	長 期 借 入 金	617
顧 客 関 連 資 産	17	関 係 会 社 長 期 借 入 金	2,480
ソ フ ト ウ エ ア	941	資 產 除 去 債 務	62
ソ フ ト ウ エ ア 仮勘定	47	負 債 合 計	7,423
そ の 他	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	13,284	株 主 資 本	9,928
投 資 有 価 証 券	181	資 本 金	100
関 係 会 社 株 式	12,376	資 本 剰 余 金	5,022
関 係 会 社 出 資 金	19	資 本 準 備 金	4,553
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	237	そ の 他 資 本 剰 余 金	469
繰 延 税 金 資 産	333	利 益 剰 余 金	9,831
そ の 他	138	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,831
繰 延 資 産	3	繰 越 利 益 剰 余 金	9,831
新 株 予 約 権 発 行 費	3	自 己 株 式	△5,026
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	8
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8
		新 株 予 約 権	66
		純 資 産 合 計	10,002
資 產 合 計	17,425	負 債 ・ 純 資 產 合 計	17,425

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

損益計算書
 (自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科	目	金	額
売上	高		7,505
売上原	価		755
売上総利	益		6,750
販売費及び一般管理費	費		6,002
営業利	益		748
営業外収	益		
受取利	息	3	
受取配当	金	1,005	
業務受託	料	35	
その他	他	13	1,057
営業外費	用		
支払利	息	28	
支払手数	料	5	
その他	他	2	35
経常利	益		1,770
特別利	益		
新株予約権戻入	益	0	0
特別損失	失		
固定資産除却	損	0	0
税引前当期純利益	益		1,770
法人税、住民税及び事業税		253	
法人税等調整額		128	381
当期純利益			1,389

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書
 (自 2024年4月1日至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 合計
当 期 首 残 高	100	4,553	400	4,953	9,118	9,118
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,389	1,389
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△676	△676
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
新 株 予 約 権 の 行 使	—	—	69	69	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	69	69	713	713
当 期 末 残 高	100	4,553	469	5,022	9,831	9,831

	株 主 資 本		評 価・換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評 価・換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△2,797	11,374	—	—	133	11,508
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	1,389	—	—	—	1,389
剩 余 金 の 配 当	—	△676	—	—	—	△676
自 己 株 式 の 取 得	△2,476	△2,476	—	—	—	△2,476
新 株 予 約 権 の 行 使	247	316	—	—	—	316
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	8	8	△67	△59
当 期 変 動 額 合 計	△2,229	△1,447	8	8	△67	△1,506
当 期 末 残 高	△5,026	9,928	8	8	66	10,002

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

- | | |
|------------|-------|
| ・建物 | 2～15年 |
| ・工具、器具及び備品 | 3～10年 |

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

また、のれんについては超過収益力の効果が発現する期間（3～12年）、顧客関連資産については効果の及ぶ期間（5～6年）にわたって、定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 販売促進引当金

当社は、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、複数のインターネットメディアの情報を統合した、一括検索・一括応募が可能なインターネットサービスであるアグリゲーションメディアを運営し、人材、不動産、自動車といった生活に関わる幅広い領域にサービスを展開しております。当該アグリゲーションメディアの運営を通じて、ユーザーの会員登録、資料請求、問い合わせ等の応募成果を獲得し、その成果に応じて顧客から報酬を得ております。当該アグリゲーションメディア（応募課金型）による収益は、顧客への役務提供完了時点で認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 定額法（3年）により償却しております。

新株予約権発行費 定額法（3年）により償却しております。

（会計方針の変更に関する注記）

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

・関係会社株式の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した額

関係会社株式 12,376百万円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式のうち、発行会社の財政状態の悪化もしくは超過収益力の低

下により実質価額が著しく低下したものについては、将来キャッシュ・フローの現在価値等に基づく実質価額を見積って評価を行い、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減額を行い、評価差額を評価損として計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額 212百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権 82百万円

短期金銭債務 83百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 1,753百万円

(2) 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 431百万円

4. 保証債務

関係会社の仕入代金に対し、保証を行っております。

株式会社アップルワールド 1,312百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高 42百万円

仕入高 162百万円

販売費及び一般管理費 7百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,058百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 11,273,155株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	16百万円
賞与引当金	1百万円
販売促進引当金	7百万円
関係会社株式	1,038百万円
資産除去債務	22百万円
減価償却超過額	26百万円
資産調整勘定	245百万円
貸倒引当金	24百万円
株主優待引当金	11百万円
その他	6百万円
繰延税金資産小計	1,395百万円
評価性引当額	△1,052百万円
繰延税金資産合計	343百万円

繰延税金負債

顧客関連資産	6百万円
その他有価証券評価差額金	4百万円
繰延税金負債合計	10百万円
繰延税金資産の純額	333百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社リジョブ	所有直接 100.00	役員の兼任 資金の借入 配当金の受取	資金の借入 受取配当金 (注1)	1,660 816	1年内返済予定の 関係会社長期借入金 関係会社長期借入金 —	400 2,360 —
子会社	株式会社三光アド	所有直接 100.00	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	—	1年内返済予定の 関係会社長期借入金	200
子会社	株式会社アップルワールド (注3)	所有直接 100.00	役員の兼任 資金の貸付 資金の借入 債務保証	資金の回収 資金の借入 債務保証 (注2)	270 120 1,312	— 関係会社長期借入金 —	— 120 —
子会社	保険マンモス 株式会社	所有直接 65.73	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	200	1年内返済予定の 関係会社長期貸付金 関係会社長期貸付金	30 170

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
- 2. 仕入先からの仕入代金について債務保証を行っております。
- 3. 株式会社アップルワールドとの取引金額には、2024年10月1日に吸収合併した旧株式会社
ティ・エス・ディとの合併前の取引金額も含まれております。
- 4. 取引金額には消費税等は含まれおりません。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	氏名又は会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	平尾 丈	被所有直接 5.25	当社代表取締役	新株予約権の行使 (注)	80	—	—
役員	波多野 佐知子	被所有直接 0.06	当社取締役	新株予約権の行使 (注)	36	—	—

(注) 取引金額は、当事業年度における第9回新株予約権の権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

収益の金額を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」
に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	98円94銭
1株当たり当期純利益	13円68銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得及び消却

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議しました。

(1) 自己株式の取得及び消却を行う理由

機動的な資本政策の遂行により、株主価値を高めるために行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類	当社普通株式
② 取得し得る株式の総数	1,500,000株（上限） (発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.49%)
③ 株式の取得価額の総額	7億円（上限）
④ 取得期間	2025年5月15日～2026年3月31日
⑤ 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

(3) 消却に係る事項の内容

① 消却する株式の種類	当社普通株式
② 消却する株式の総数	1,700,000株（上限） (発行済株式総数に対する割合1.52%)
③ 消却予定日	2025年5月23日

以上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社じげん
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 笹岡 祐也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社じげんの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社じげん及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手順を立案し、実施する。監査手順の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手順を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来的な事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

株式会社じげん
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 鈴木 登樹 男

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 笹岡 祐也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社じげんの2024年4月1日から2025年3月31までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、当該子会社の取締役会に出席するほか、当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けるほか、当該子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、その他の子会社については、当該子会社の監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて当該子会社から事業の報告を受けました。
 - ③ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ④ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は無い旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

2025年5月21日

株式会社じげん 監査役会

社外常勤監査役 天島 茉莉 
社外監査役 宮崎 隆 
社外監査役 和田 健吾 